

国民健康保険の被保険者で 市の特定健診以外の健診を受けた方へ

◆健診結果の提出にご協力を
〈提出をお願いする理由〉

市国民健康保険では、40歳以上の国民健康保険被保険者を対象に、特定健康診査を実施しています。

対象者の中で、令和4年4月1日以降に勤務先の健康診断を受けた方や、治療などにより定期検査を受けている方で「特定健診」と同等の項目を実施している方は、その結果を市に提出していただくようご協力をお願いします。

対象者の中で、令和4年4月1日以降に勤務先の健康診断を受けた方や、治療などにより定期検査を受けている方で「特定健診」と同等の項目を実施している方は、その結果を市に提出していただくようご協力をお願いします。

市民アンケート調査結果

福祉・子育てなどの課題に加え、コロナ禍による新しい生活様式への対応など、今後の市の施策立案に活用するため実施したアンケート調査結果をお知らせします。

▼調査対象 18歳以上の市内在住者3,000人(無作為抽出)
▼回収率 45.0%(1,350人)

「調査結果の概要」市「住みやすさ」は、「とても住みやすい」、「まあまあ住みやすい」を合わせると63.5%で、市への「定住意向」は、「ずっと住み続けたい」、

「当分は住んでいたい」を合わせると72.6%で、令和元年度調査と比較すると「住みやすさ」、「定住意向」ともにほぼ横ばいの状況となっています。

また、「特に改善してほしいこと」の問いに対しては「買い物など日常生活の商業環境」(41.6%)、「道路や排水などの都市環境」(39.1%)、「公共交通の利便性」(34.7%)という結果となっています。

大網白里市老人福祉センターの 指定管理者が決定

市議会第4回定例会で、指定管理者の指定議案が可決され、指定管理者が決定しました。今後は、施設の管理運営において、住民サービスの維持・向上を図れるよう指定管理者との協議を進めます。

◆指定管理者
▼名称 市社会福祉協議会
▼所在地 大網白里市大網1-31番地2、133番地合併1
▼代表者 会長 永野 和子
▼指定期間 令和5年4月1日(出) 令和10年3月31日(金)
▼高齢者支援課高齢者支援班
☎0475(70)0332



▼提出書類
①健診結果のコピー
②市が送付した受診票(質問項目、身長、体重、腹囲を記入)紛失等によりお手元に無い場合は、問い合わせください。
▼提出方法 市民課へ持参または郵送
大網白里市大網11512
市民課国保班
☎0475(70)0334

傷病手当金の適用期間が延長されました

新型コロナウイルス感染症に感染、または感染が疑われ、療養のために連続4日以上仕事ができなかった方に傷病手当金を支給していますが、引き続き、1月1日から3月31日の期間においても同様の支援を行います。

ただし、給与の一部または全部を受けることができる場合は、傷病手当金支給額を調整したり支給しなかったりする場合があります。

▶対象 = 市国民健康保険および後期高齢者医療保険に加入している被用者(給与等の支払いを受けている方)のうち、次に該当する方

- ・新型コロナウイルス感染症に感染した方
- ・発熱等の症状があり、感染が疑われる方
- ・療養のために仕事をすることができない方

▶支給対象日数
仕事をする事ができなかった期間のうち仕事ができなくなった日から起算して4日以降に就労を予定していた日数

▶支給額 = 直近の継続した3か月間の給与収入の合計額 ÷ 就労日数 × 3分の2 × 支給対象日数(上限があります)

▶適用期間 = 令和2年1月1日から令和5年3月31日(金)の間で療養のために仕事ができなかった期間(ただし、入院が継続する場合等は、最長1年6か月まで)

▶提出書類 = 別表のとおり

☎市民課国保班

☎0475(70)0334

市民課高齢者医療年金班

☎0475(70)0336

別表 提出書類

国民健康保険に加入の方	後期高齢者医療保険に加入の方
国民健康保険傷病手当金支給申請書	後期高齢者医療傷病手当金支給申請書
①世帯主記入用	①被保険者記入用(様式第29号の2)
②被保険者記入用	②被保険者記入用(様式第29号の3)
③事業主記入用	③事業主記入用
④通帳またはキャッシュカードの写し	④通帳またはキャッシュカードの写し

※対象者によって必要な申請書が異なりますので、事前にご相談ください。
※申請書は市ホームページに掲載しています。
※当面の間医療機関記入用の提出は不要となります。

ねんきんナビ

20歳になったら国民年金

国民年金は、年老いたとき、病気やけがで障がいが残ったとき、家族の働き手がなくなったときに、働いている世代みんなが支えようという考えで作られた仕組みです。

20歳以上60歳未満の方は加入することが義務付けられており、20歳になると日本年金機構から国民年金加入のお知らせが届きます。

◆ポイント

①将来の大きな支えです

国民年金は、20歳から60歳まで加入し、保険料を納める制度です。国が責任を持って運営し、年金の給付は生涯保障されます。

②老後のためだけではありません

国民年金は、年老いたときの「老齢年金」のほかに、病気やけがで障がいが残ったときに受け取れる「障害年金」、加入者が死亡した場合にその加入者により生計を維持されていた遺族

(子のある配偶者や子)が受け取れる「遺族年金」があります。

◆学生納付特例制度と納付猶予制度

〈学生納付特例制度〉

学生で、本人の所得が一定額以下の場合に国民年金保険料の納付が猶予される制度です。

対象の学生は、学校教育法に規定する大学、大学院、短期大学、高等学校、高等専門学校、専修学校および各種学校(修業年限1年以上である課程)、一部の海外大学の日本分校に在学する方です。

〈納付猶予制度〉

学生でない50歳未満の方で、本人と配偶者の所得が一定額以下の場合に国民年金保険料の納付が猶予される制度です。

☎千葉年金事務所

☎043(242)6320

市民課高齢者医療年金班

☎0475(70)0336

新型コロナウイルスワクチン接種情報

乳幼児(生後6か月~4歳)ワクチン接種

生後6か月~4歳の初回接種(1~3回目)を実施し、対象となる方へ接種券を順次発送しています。接種間隔により接種の完了までに日数を要しますので、接種を希望する方は早めの予約をお願いします。

接種実施期間内に完了する集団接種の最終日(1回目)は、1月7日(出)です。

小児(5歳~11歳)ワクチン接種

初回接種(1・2回目)と追加接種(3回目)を実施しています。

接種間隔は、ワクチンの回数で異なりますので、詳細は市ホームページをご確認ください。

※市内医療機関では、生後6か月~11歳の接種を実施していません。

※乳幼児用と小児用ワクチンの種類は異なります。また、オミクロン株対応2価ワクチンではありません。

国が示すワクチン接種実施期間は、3月31日(金)までです。

オミクロン株対応2価ワクチン接種

初回接種(1・2回目)が完了した12歳以上の方を対象に実施しています。最後の接種から3か月の経過が必要です。接種券付予診票は、接種可能日の2週間前を目安に順次発送しています。お手元に届きましたら予約可能となりますので、希望する方は予約をお願いします。

オミクロン株対応2価ワクチン接種は、1人1回の実施です。

※新型コロナウイルスワクチン接種の前後2週間は、インフルエンザワクチンを除き他のワクチン接種を受けることができません。予防接種は計画的に受けるようお願いします。

※ワクチンの入荷状況等により接種体制が変更となる場合があります。最新の情報は、市ホームページ等でご確認ください。

☎市新型コロナウイルスコールセンター

☎0475(53)3355

(土)・(日)・祝日を除く9時~16時30分)

健康増進課成人保健・予防班

☎0475(72)8321

市ホームページ▶

